

財政援助団体の監査結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体の監査を二宮町監査基準に準拠して実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和 4 年 7 月 29 日

二宮町監査委員 間中 晟

1. 監査の種類

財政援助団体等の監査

2. 監査実施日

令和 4 年 5 月 27 日（金）

3. 監査を行った監査委員

監査委員 間中 晟

4. 監査委員の除斥

本件監査は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、前田憲一郎監査委員は除斥して行った。

5. 監査対象とした財政援助団体

二宮町スポーツ協会

6. 監査の着眼点

二宮町が交付した令和 3 年度補助金に係る出納事務の執行状況及び事業効果について、本監査は補助金が目的に沿って有効・適正に使われているか、どのような費用対効果があったか、適正な業務運営が実施されているか等、事業成果及び今後の運営に対する課題等に主眼を置いて監査を実施した。

7. 監査の実施内容

監査にあたり事前に提出された資料に基づき、担当課や補助団体への聞き取りを実施した。本監査では概要説明を受けた後、質疑応答を行い、監査を実施した。

8. 補助金交付団体の概要

二宮町スポーツ協会は、昭和 27 年 3 月に二宮町体育協会として創設され、令和 2 年 4 月より二宮町スポーツ協会に名称を改称し、様々な活動を実施している。令和 4 年 3 月末現在、二宮町スポーツ協会に加盟する団体は、17 協会となっている。

主な事業は、二宮町より委託された二宮町体育祭、町内一周継走大会及びスポーツ協会の主催事業であるスポーツフェスティバル等を実施している。また、加盟団体が実施する事業への協力や、加盟団体が開催する大会等の後援も併せて実施している。

なお、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、二宮町体育祭、町内一周継走大会及びスポーツフェスティバルは中止となっている。

9. 補助金の執行状況

二宮町スポーツ協会補助金交付要綱に基づき交付している本補助金は、二宮町スポーツ協会に加盟する団体に対する助成金及び、二宮町スポーツ協会が実施する事業全般に充当されている。

10. 監査結果

二宮町スポーツ協会の補助金に係る出納その他の事務は、二宮町補助金交付規則に基づき概ね適正に処理されており、補助金の使途も概ね適正であると認められた。

引き続き、協力連携を密に図られながら、事業執行に努められたい。

以上